



欧西欧第1571号

平成23年4月27日

口 上 書

外務省は、在本邦オランダ王国大使館に敬意を表するとともに、
2011年4月22日付け同大使館口上書第TOK/2011/PA/
030号にて申請を受けた、グリーンピースインターナショナルの
海洋調査船「Rainbow Warrior号」「RHIB AVON Searider」「two inflatable
NOVURANIA」による我が国の排他的経済水域における海洋の科学的
調査の実施内容について、同意を与え、また、上記調査を行うに当たり、
以下の事項を遵守することを要請する光栄を有する。

1. 「Rainbow Warrior号」「RHIB AVON Searider」「two inflatable
NOVURANIA」による我が国の領海及び内水における海洋の科学的
調査は認められないことから、我が国の領海及び内水を含まないよう
調査海域を変更の上、変更後の調査海域を外務省に通知すること。
また、東京電力福島第一原子力発電所周辺（海域を含む。）は警戒
区域に指定されていることから、これを尊重すること。
2. 「Rainbow Warrior号」「RHIB AVON Searider」「two inflatable
NOVURANIA」による我が国の排他的経済水域における試験研究の
ための水産動植物の採捕については、農林水産大臣の承認を得ること。
なお、その承認にあたっては、我が国の統一的検査手法に基づき、

検体を通常摂取する状態において、ゲルマニウム半導体検出器(germanium semiconductor detector)により検査を実施すること等を条件とすることを農林水産省は予定している。

参考：我が国での統一的検査手法（水産動植物）

- ・分析方法については、「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」（平成14年3月厚生労働省医薬局食品保険部監視安全課）の「2ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリによる核種分析法」
- ・検体の処理方法については、「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理法」（平成4年文部科学省）及び「水産生物放射能分析技術研修会試料の採取及び調整方法について」（平成23年4月15日（独）水産総合研究センター）

3. 「Rainbow Warrior 号」「RHIB AVON Searider」「two inflatable NOVURANIA」による調査の計画に変更が生じた場合には当該変更につき外務省に速やかに通報すること。

4. 「Rainbow Warrior 号」「RHIB AVON Searider」「two inflatable NOVURANIA」による調査実施前に調査手法（具体的な個別の採取地点の位置情報を含む。）を公表するとともに、調査結果の公表の際にも、結果の第三者による検証が可能となるよう、調査手法についても合わせて公表すること。また、調査は周辺の海洋環境へ悪影響を与えない手法とすること。

5. 「Rainbow Warrior 号」「RHIB AVON Searider」「two inflatable

「NOVURANIA」が調査を実施するに当たり、文部科学省及び海上保安庁等による海域モニタリング活動、防衛省及び海上保安庁等による捜索活動等（現在防衛省・自衛隊が実施している災害派遣活動等を含む。），及びその他自治体及び関係機関による活動の妨げとなならないこと。活動を実施している省庁等（現場で活動している艦艇を含む。）から調査海域の変更を求められた場合にはこれに従うこと。

6. 「Rainbow Warrior 号」「RHIB AVON Searider」「two inflatable NOVURANIA」による調査に関し、できる限り速やかに暫定的な報告並びに調査の完了の後は最終的な結果及び結論を提供すること。また、写しを作成することのできるデータについてはその写しを提供すること。

7. 自衛隊及び在日米軍の艦艇や航空機の運航等に支障をきたさないようにするために、通報した期間及び海面を厳守し、調査器材が航行した経路を1日1回通報すること。なお、通報する際には、Eメールにて防衛省運用企画局事態対処課 事務官 を宛先とすること。

8. 「Rainbow Warrior 号」「RHIB AVON Searider」「two inflatable NOVURANIA」による調査実施に当たり、海底ケーブル保護の観点から、以下の条件を遵守するよう確保すること。

- ・KDDI 株式会社所有海底ケーブルについて、別紙1のケーブルルートポジションより水深500m以浅においては、ケーブル

敷設位置から 1 0 0 0 m 以上 の離隔を確保し、水深 5 0 0 m 以深においては、ケーブル敷設位置から水深の 3 倍以上の離隔を確保すること。またケーブル作業船の動向に留意すること。

- ・ N T T 所有海底ケーブルについて、海底ケーブルに衝撃を与えるような調査であれば別紙 2 にて提示しているエリア内での調査を避けること。
- ・ ソフトバンクテレコム株式会社では当該海洋調査期間中、北茨城から犬吠埼沖合にかけて複数の海底ケーブルの修理を行っているところ、修理船には近づかず、修理船より移動等の要請があった場合には速やかに対応すること。
- ・ パックネットサービス通信所有海底ケーブルについて、海底ケーブルに損傷を与えないよう、また高電圧からの人災被害を受けないよう、十分注意すること。
- ・ P C - 1 J の所有海底ケーブル等に一切の影響と損害を与えないよう配慮し、調査予定の海域内及び海域外を航行する場合は、日本国海上保安庁が通報する日本航行警報に留意すること。

更に、外務省は、在本邦オランダ王国大使館に、今後、オランダ王国政府又はオランダ王国の法人又は自然人が日本国 の排他的経済水域等において海洋の科学的調査を実施する意図を有する場合には、海洋法に関する国際連合条約第 248 条に従い、当該調査の開始予定日の少なくとも 6 か月以上前に同条 (a) から (f) までの事項についての十分な説明を日本国政府に提供することを強く要請する光榮を有する。